

御杖村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 1,635	千円 2,042,516	千円 316,213	千円 449,801	% 22.0	% 21.5

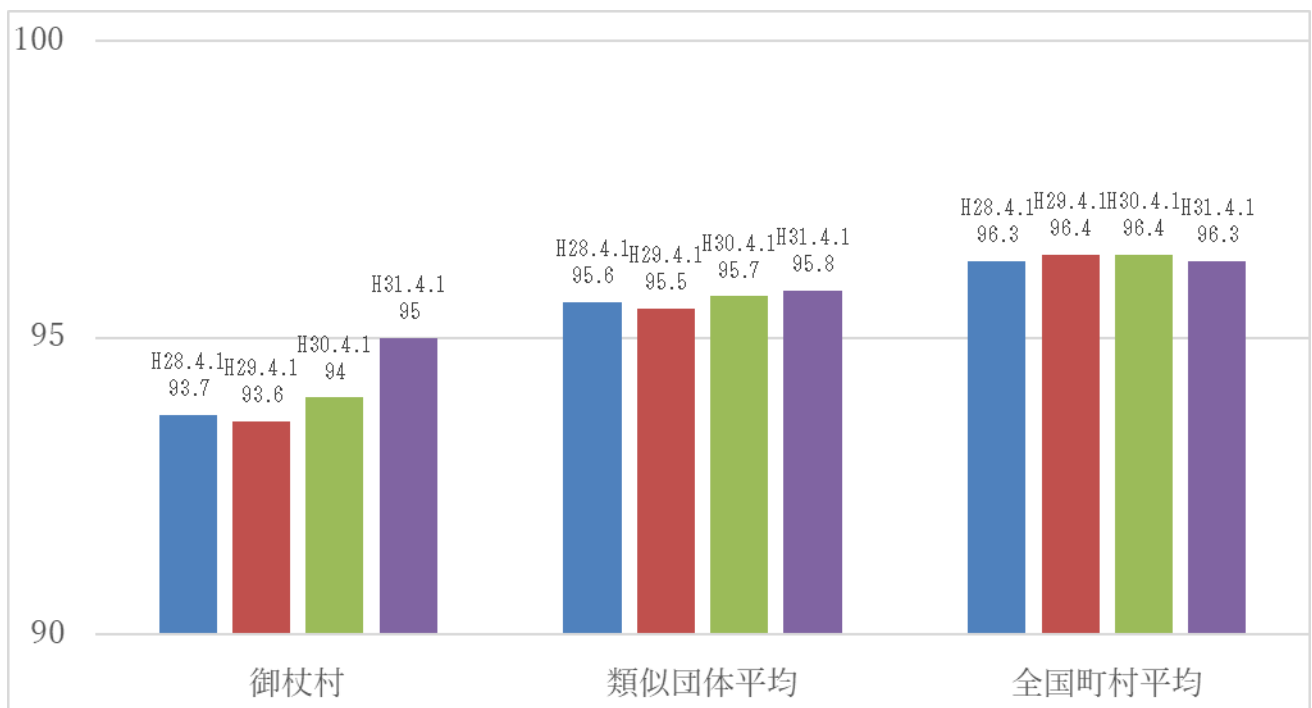
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
30年度	人 47	千円 169,167	千円 25,285	千円 67,453	千円 261,905

(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 5,572	千円 5,429

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス

ス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

本村は人事委員会がないため省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

制度なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
御杖村	41.5歳	299,500円	368,799円	326,902円
奈良県	42.8歳	321,228円	413,420円	369,161円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	40.4歳	294,223円	344,020円	323,330円

(注) 1 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(31年4月1日現在)

		御杖村	奈良県	国
一般行政職	大学卒	180,700円	187,200円	180,700円
	高校卒	148,600円	153,000円	148,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(31年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	226,600円	319,000円	347,800円	— 円
	高校卒	190,700円	— 円	320,300円	347,800円

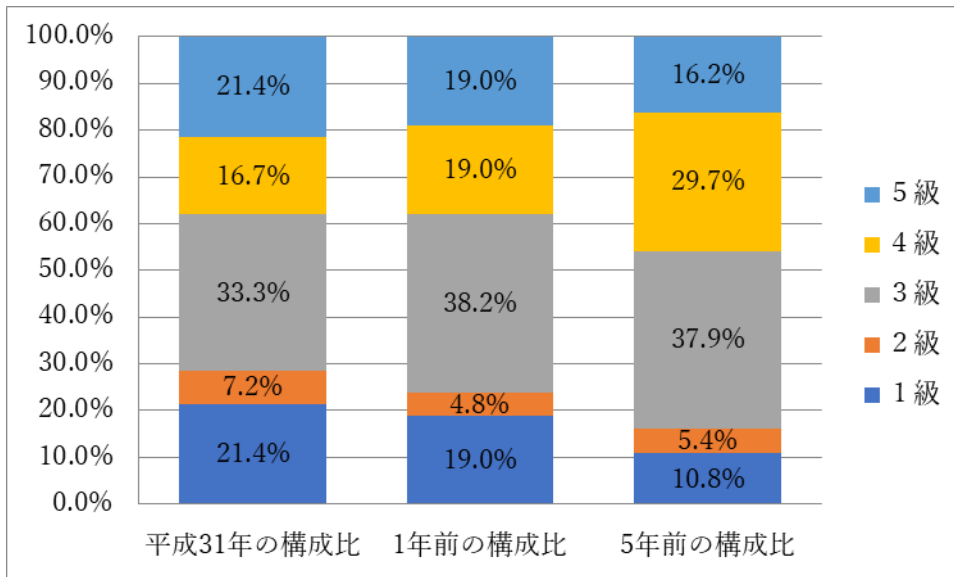
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(31年4月1日現在)

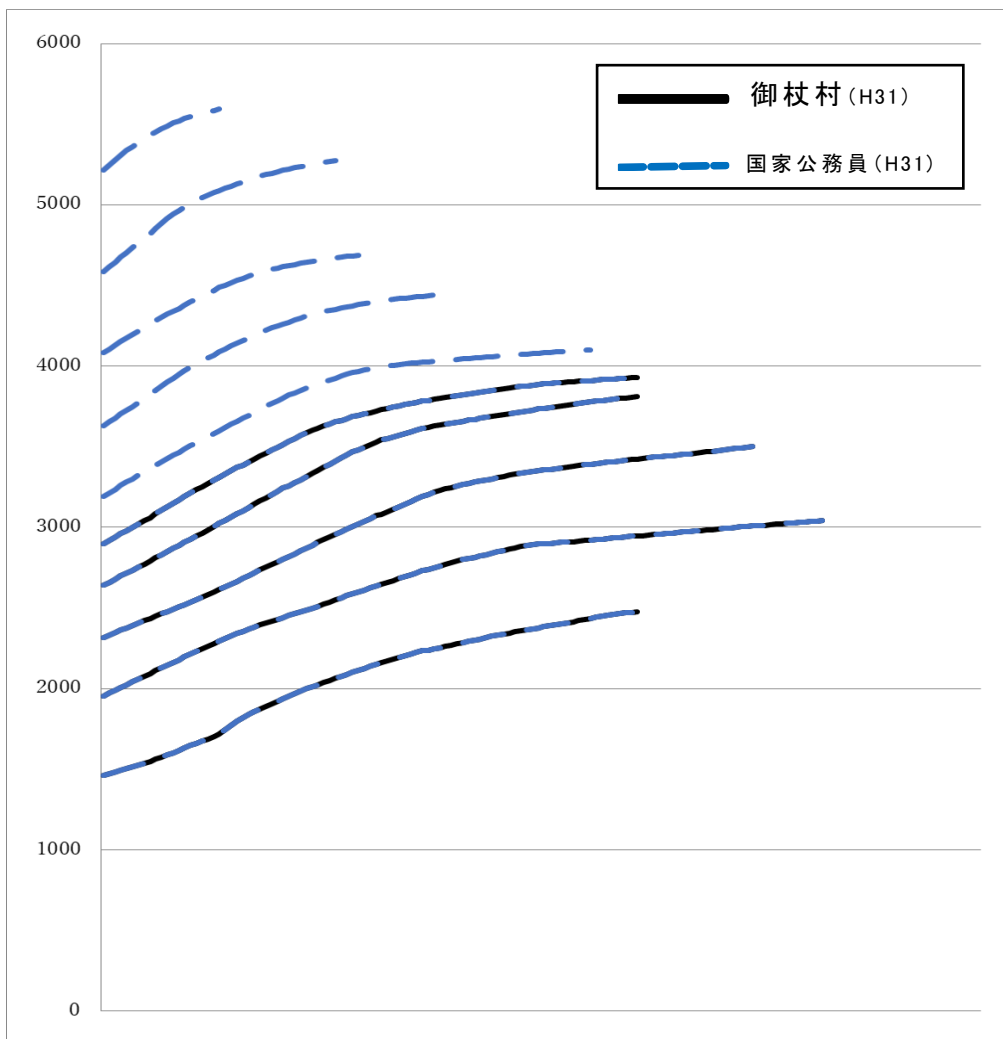
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事、主事補の職務	9 人	21.4 %	142,600 円	247,100 円
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	3 人	7.2 %	192,700 円	303,800 円
3 級	主任の職務	14 人	33.3 %	228,900 円	349,600 円
4 級	課長補佐、困難な業務を処理する主任の職務	7 人	16.7 %	262,000 円	380,600 円
5 級	参事、課長又は主幹の職務	9 人	21.4 %	288,000 円	392,600 円

(注) 1 御杖村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（御杖村）

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

御杖村	奈良県	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,440千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,657千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（御杖村）

平成 31 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				

上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ． 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和 3 年度		未定	

(2) 退職手当（31年4月1日現在）

御杖村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.36550月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.70900月分	勤続35年	39.7575月分	47.709000月分
最高限度額	47.7090月分	47.70900月分	最高限度額	47.7090月分	47.709000月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～45%加算）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額		20,537千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（31年4月1日現在）

制度なし

(4) 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

制度なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	3,869 千円
職員一人当たり平均支給年額（30年度決算）	129 千円
支給実績（29年度決算）	4,770 千円
職員一人当たり平均支給年額（29年度決算）	159 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

(6) その他の手当 (31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	・子 10,000円 ・子以外 6,500円 ・特定年齢加算額 5,000円	同		千円 7,092	円 283,680
住居手当	・借間・借家の場合 上 限額 27,000円	同		千円 2,128	円 266,000
通勤手当	公共機関利用 上限55,000円 自動車等使用者 2km未満未支給 2km以上は距離に 距離区分に応じて 2,000~24,500円	同		千円 4,171	円 109,763
管理職手当	課長・主幹 31,000円 課長補佐 25,500円	異	支給額が異なる	千円 5,574	円 327,882
宿日直手当	1勤務につき 4,400円	同		千円 2,012	円 69,379
管理職員特別勤務手当	・管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合 6時間以下 6,000円~ 8,000円 6時間超 9,000円~ 12,000円 ・週休日等以外の日 に勤務した場合 4,500円~6,000円	異	支給額が異なる	千円 439	円 25,823

5 特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	600,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 827,000 円 / 498,000 円	
	副 市 区 町 村 長	530,000 円	667,000 円 / 457,000 円	
報 酬	議 長	192,000 円	316,000 円 / 186,300 円	
	副 議 長	152,000 円	265,000 円 / 129,600 円	
	議 員	147,000 円	257,000 円 / 109,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(30年度支給割合) 3.35 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(30年度支給割合) 3.35 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 60万円×520/100×在職年数 の選択制	(1期の手当額) 12,480千円	(支給時期) 在職中通算又は任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

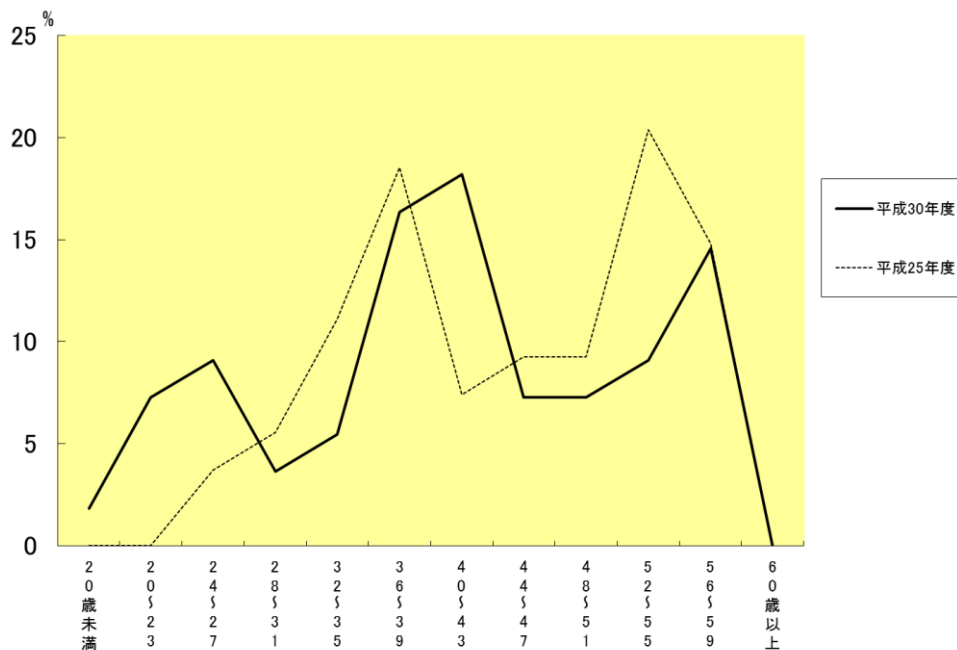
(各年4月1日現在)

部 門			職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	
		総 務	18	18	0	
		税 務	2	2	0	
		民 生	8	9	0	
		衛 生	3	2	0	
		農 林	3	3	0	
		水 産	3	2	0	
		商 工	3	2	0	
		土 木	5	5	0	
	計	43	42	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 259.74 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 192.18 人)	
教育部門	4	4	0			
消防部門	0	0	0			
小 計	47	46	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 284.47 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 225.77 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	4	4	0		
	水 道	1	1	0		
	国 保	2	2	0		
	介 護	1	1	0		
	後 期 高 齢					
小 計	8	8	0			
合 計			55	54	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 333.95 人
			[73]	[73]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (31年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0	5	3	6	1	6	8	9	3	5	8	0	54

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	41	40	41	43	43	42	1(0.5%)
教育	6	5	5	4	4	4	△2(△7.3%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	47	45	46	47	47	46	△1(△0.4%)
公営企業等会計計	8	8	8	8	8	8	0(0%)
総合計	55	53	54	55	55	54	0(0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

本村は地方公営企業法を適用する公営企業がないため省略